

令和7年 第5回米子市教育委員会定例会会議録

日 時 令和7年4月24日(木) 午前9時
場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実 (教育長)
白 井 靖 二
荒 川 陽 子
塩 地 淳 子
永 井 善 郎

説明のため出席した職員の職氏名

事務局長	長谷川 和 秀
事務局次長兼こども施設課長	矢 野 伴 典
事務局次長兼こども支援課長	長 尾 理 恵
事務局次長兼学校教育課長	仲 倉 昭 雄
こども政策課長	永 榮 一 博
生涯学習課長	田 中 崇 詞
学校給食課長	長谷川 百合子
文化振興課長	大 塚 一 平
こども施設課長補佐	前 畑 昇 吾
スポーツ振興課長補佐	松 永 祐 樹
こども政策課担当課長補佐	佐 藤 祐 佳
こども政策課担当課長補佐	金 田 有 史
学校教育課担当課長補佐	國 頭 京 子
学校教育課担当課長補佐	山 中 卓
生涯学習課担当課長補佐	松 永 沙由里
こども政策課係長	松 下 貴 洋
こども政策課主事	大 口 諒 也
こども政策課主事	田 原 理 那

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 前回の会議の会議録の承認

第3 教育長の報告

第4 議 事

議案第23号 令和7年度米子市立小・中学校学校運営協議会委員の
任命について

議案第24号 米子市教育支援委員会委員の委嘱について

議案第25号 米子市社会教育委員の委嘱について

議案第26号 財産の取得について

議案第27号 財産の取得について

報告第2号 教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代
理の報告について

開 会 午前9時

○浦林教育長 ただいまから、令和7年第5回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

1 会議録署名委員の指名

○浦林教育長 それでは、日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に塩地委員を指名いたします。

2 前回の会議の会議録の承認

○浦林教育長 次に、日程第2、前回の会議の会議録の承認に移ります。
前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。
長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 前回の会議の概要でございますが、3月26日に定例会が開催され、議案第18号「令和7年度米子市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について」から、議案第22号「米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」までの5議案をご審議いただき、いずれも原案のとおりご承認いただきました。

また、報告第1号「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」を報告いたしました。前回の会議の概要は、以上でございます。

○浦林教育長 前回の会議の会議録を承認します。

3 教育長の報告

○浦林教育長 次に日程第3、教育長の報告について、私から報告いたします。
本日は、3点報告させていただきます。

1点目は、10日ですけれども、中学校の入学式、皆様には式辞をお世話になりましたとありがとうございました。桜がもって良い写真を撮れたんじゃないかなと思っております。

2点目は、さくらももこ展についてです。4月12日から5月26日まで米子市美術館の方で、さくらももこ展が開催されていますが、このたびは新日本海新聞社様のご支援をいただきまして、市内の全中学生を無料招待することとなりました。文化芸術に触れる良い機会とっておりますので、できるだけ多くの中学生が訪れてくれるといいなと思っております。

3点目は、16日に鳥取県市町村教育委員会研究協議会の理事会がありまして白井委員と出席して参りました。

今年度も7月10日木曜日、午後2時からセントパレス倉吉で総会が、午後3時からは研究大会、そして研究大会終了後には懇親会が予定されておりますので予定の方入れておいていただけたらと思います。私からの報告は以上でございます。

4 議事

○浦林教育長 日程第4、議事に入ります前にお諮りいたします。

議案第27号「財産の取得について」を、本日の議事に追加させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第27号「財産の取得について」を、本日の議事に追加いたします。

引き続きお諮りいたします。

議案第26号「財産の取得について」及び議案第27号「財産の取得について」は、米子市として5月12日に公表する予定としておりますので、これらの議案の審議を非公開とすることを提案したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第26号及び議案第27号については、非公開といたします。

○浦林教育長 それでは、日程第4、議事に入ります。

議案第23号「令和7年度米子市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

山中学校教育課担当課長補佐。

○山中学校教育課担当課長補佐 当日配布資料の1ページをお開きください。

議案第23号「令和7年度米子市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について」、学校教育課から説明いたします。

本議案は、令和7年度、米子市立小中学校学校運営協議会における委員の任命について、教育委員会にお諮りするものです。

委員の任期は、令和7年4月25日から令和8年3月31日です。委員の氏名、

所属等は別紙のとおりでございます。以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第23号については原案のとおり任命することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第23号「令和7年度米子市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について」は、原案のとおり任命することにいたします。

○浦林教育長 次に、議案第24号「米子市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

國頭学校教育課担当課長補佐。

○國頭学校教育課担当課長補佐 当日配布資料3ページ目をお開きください。議案第24号「米子市教育支援委員会委員の委嘱について」でございますが、人事異動により欠員となったことによるものでございます。

まず、1番の委員の任期につきましては、令和5年8月1日から令和7年7月31日の2年間の任期でございますが、令和7年4月25日から残りの期間となります。

続いて、2番の委嘱する委員の氏名と所属につきましては、鳥取県立米子養護学校、村尾慎一教頭、米子市日吉津村中学校組合立箕蚊屋中学校、赤路卓也校長の2名となります。以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 では、質疑がないようですので、採決いたします。

議案第24号については、原案のとおり委嘱することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第24号「米子市教育支援委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり委嘱することにいたします。

○浦林教育長 次に、議案第25号「米子市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

田中生涯学習課長。

○田中生涯学習課長 米子市社会教育委員の委嘱につきまして、社会教育法第15条第2項の規定により委嘱をするものでございます。委員の任期、委員の氏名、所属等につきましては、資料に記載があるとおりでございます。なお、この度、新任ということでございますので、これまで9名で構成しております社会教育委員の会が10名となります。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第25号については、原案のとおり委嘱することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第25号「米子市社会教育委員の委嘱について」は原案のとおり委嘱することにいたします。

○浦林教育長 次に、議案第26号「財産の取得について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長。

○矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長 そうしますと、議案第26号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

国のGIGAスクール構想に基づきますタブレット端末の取得に関する議案

を5月16日開催予定になっておりますが、米子市議会5月臨時会にこの議案を提出しようとしているところでございますが、本件は議案を作成することにつきまして、教育委員の皆様にお諮りし、意見を取りまとめようとするものでございます。

引き続きまして3ページをご覧ください。提出しようとしております議案の内容でございます。

このたびは、配布済みでありますタブレット端末が更新時期を迎えたことによりまして、新たに米子市中学校の生徒用として、計4,018台のタブレット端末を新たに購入しようとするものでございますが、購入に当たりまして予定価格が2,000万円以上となることから、米子市議会の議決を求めようとするものでございます。

このページ中ほどから下でございますが、取得する財産の表示、取得の目的及び取得の価額につきましては、記載のとおりでございます。

続いて4ページをご覧ください。4ページには契約の相手方が記載されております。こちらの事業者でございますが、本年3月26日に県と県内市町村の共同調達の受け皿であります鳥取県GIGAスクール推進協議会という組織によって実施されました公募型プロポーザルにおきまして、最優秀提案者となった事業者でございます。

この事業者からいただいております提案内容をベースといたしまして協議を経まして、米子市議会の議決後に契約しようとするものでございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

荒川委員。

○荒川委員 今説明で、中学校の生徒さんの分ということでしたが、先生方のタブレットの調達といいますか、そういったことはこれまでも再三、意見として出てきたと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょう。

○浦林教育長 矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長。

○矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長 ご指摘いただきました点でございますが、結論を申し上げますと、教員用のタブレット端末は別立てで購入しようと考えているところです。背景といたしましては、今回、県内で共同調達を行ったんですが、それは国から補助をもらう上での前提条件というところもございまして、丁寧に説明申し上げますと、生徒用の端末に加えまして15%ほどの予備機、こちらにつきましては共同調達をすることによりまして国の補助の対象になるというところがございますので、まずはこちらを購入しようとする

ものがございます。教員用のタブレット端末につきましては、ベストなのは同じ機種
の端末ではございますが、別のメーカーの機種でも対応可能ということ
を教員の方々から伺っているところがございますので、プロポーザルによる購入
ではなくて、競争入札による購入を検討しているところです。説明は以上でござ
います。

○浦林教育長 荒川委員。

○荒川委員 加えて、学校教育課にいらっしゃる先生方は、学校に戻られる先生
方もいらっしゃると思うんですが、同じ学校の中でICTを使った授業という
のは本当に当たり前になってきていると思うんですが、実際に学校教育課にい
らっしゃると、現場に戻られたときにリーダーとして活躍していただく先生ば
かりだと思うんですけども、その方々のものはどういうふうになりますか。

○浦林教育長 矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長。

○矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長 今いただいたご意見に対しま
して、結論を申し上げますと、内部でまだ議論は進めておりませんが、学校教育
課の先生方ともちょっとご相談の上ということになりますが、もし可能であれ
ばその予備機を活用して対応できれば、そのあたりもちょっと今後検討してみ
たいと考えております。以上です。

○浦林教育長 その他いかがでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 では、質疑がないようですので、採決いたします。

議案第26号については、「付すべき意見なし」とすることにご異議ございま
せんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第26号「財産の取得について」
は、「付すべき意見なし」とすることといたします。

○浦林教育長 次に、議案第27号「財産の取得について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 議案第27号「財産の取得について」ご説明申し上げます。当日追加でお配りさせていただきました資料をご覧ください。

本件は、美保中学校区義務教育学校整備事業の用地取得に係る議案でございます。

美保中学校区義務教育学校整備事業につきましては、去る4月18日に候補地の農地転用及び開発の許可が下りまして、各土地の所有者様と土地売買について仮契約を締結し、用地取得の準備が整いましたことから、このたび、用地取得に関し、お諮りするものでございます。

予定価格が2,000万円以上、土地の面積が5,000㎡以上の財産の取得であるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決が必要でありますことから、市議会に提出する議案の作成をすることについてご意見をお伺いするものでございます。

2ページ目をご覧ください。取得する財産は、土地4万4,212.80㎡、取得価額は3億4,795万2,292円、相手方は土地の所有者計46名でございます。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 質疑がないようですので採決いたします。

議案第27号については、「付すべき意見なし」とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○浦林教育長 異議がないようですので、議案第27号「財産の取得について」は、「付すべき意見なし」とすることといたします。

○浦林教育長 次に、報告第2号「教育委員会の権限に属する事務に係る教育長の臨時代理の報告について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 報告第2号「教育委員会の権限に属する事務に係る教

育長の臨時代理の報告について」、ご報告申し上げます。

事前に送付しております議案資料の5ページをお開きください。米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

はじめに、1、臨時に代理した事務につきましては、米子市教育委員会事務局職員の人事異動についてでございます。その内容につきましては、6ページの令和7年4月1日付け人事異動表及び令和7年4月11日付け人事異動表のとおりでございます。

次に、2、臨時代理を行った日でございますが、令和7年4月1日付けの人事異動につきましては、令和7年3月27日、また、令和7年4月11日付け人事異動につきましては、令和7年4月10日でございます。

3、臨時代理を行った理由でございますが、教育委員会事務局職員の人事異動について、緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理したものでございます。説明は以上でございます。

○浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

○浦林教育長 本日の議事は全て終了しました。以上をもちまして、令和7年第5回米子市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉 会 **午前9時20分**